

第 7 1 号議案

加東市立小学校及び中学校設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市立小学校及び中学校設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市立小学校及び中学校設置に関する条例の一部を改正する条例

(加東市立小学校及び中学校設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 加東市立小学校及び中学校設置に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加東市立学校設置に関する条例

第 1 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第 2 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条の表を次のように改める。

	名称	位置
小学校	社小学校	加東市社 1 5 5 0 番地
	福田小学校	加東市沢部 6 1 3 番地 1
	米田小学校	加東市上久米 1 6 9 3 番地
	三草小学校	加東市上三草 1 1 8 番地
	鴨川小学校	加東市平木 1 3 0 8 番地
	滝野南小学校	加東市高岡 9 4 9 番地
	滝野東小学校	加東市新町 8 8 番地
中学校	社中学校	加東市木梨 1 1 3 4 番地 6 2
	滝野中学校	加東市下滝野 7 6 1 番地
義務教育学校	東条学園小中学校	加東市岩屋 6 1 0 番地 3 1

第2条 加東市立小学校及び中学校設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「加東市岩屋610番地31」を「加東市天神56番地」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 東条学園小中学校の入学手続その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(加東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

3 加東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年加東市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「加東市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」を「加東市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」に改める。

(加東市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

4 加東市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成18年加東市条例第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加東市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(加東市学校給食センター条例の一部改正)

5 加東市学校給食センター条例（平成18年加東市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第71号議案 要旨

加東市立小学校及び中学校設置に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

小学校及び中学校の廃止並びに義務教育学校の設置に当たり、条例を改正する必要があるため。

2 改正内容

- (1) 市立学校の名称及び位置の表から東条東小学校、東条西小学校及び東条中学校を削り、東条学園小中学校を加えること。（第1条関係）
- (2) 東条学園小中学校の位置を改めること。（第2条関係）

3 施行期日

- (1) 2(1)関係 令和3年4月1日
- (2) 2(2)関係 令和4年1月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案																																							
<p>○加東市立小学校及び中学校設置に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>加東市立小学校及び中学校設置に関する条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき市立小学校<u>及び中学校</u>を 設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 前条の市立小学校<u>及び中学校</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>社小学校</u></td> <td><u>加東市社1550番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>福田小学校</u></td> <td><u>加東市沢部613番地1</u></td> </tr> <tr> <td><u>米田小学校</u></td> <td><u>加東市上久米1693番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>三草小学校</u></td> <td><u>加東市上三草118番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>鴨川小学校</u></td> <td><u>加東市平木1308番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>滝野南小学校</u></td> <td><u>加東市高岡949番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>滝野東小学校</u></td> <td><u>加東市新町88番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>東条東小学校</u></td> <td><u>加東市掬鹿谷56番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>社小学校</u>	<u>加東市社1550番地</u>	<u>福田小学校</u>	<u>加東市沢部613番地1</u>	<u>米田小学校</u>	<u>加東市上久米1693番地</u>	<u>三草小学校</u>	<u>加東市上三草118番地</u>	<u>鴨川小学校</u>	<u>加東市平木1308番地</u>	<u>滝野南小学校</u>	<u>加東市高岡949番地</u>	<u>滝野東小学校</u>	<u>加東市新町88番地</u>	<u>東条東小学校</u>	<u>加東市掬鹿谷56番地</u>	<p style="text-align: center;"><u>加東市立学校設置に関する条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき市立小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>を 設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 前条の市立小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">小学校</td> <td><u>社小学校</u></td> <td><u>加東市社1550番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>福田小学校</u></td> <td><u>加東市沢部613番地1</u></td> </tr> <tr> <td><u>米田小学校</u></td> <td><u>加東市上久米1693番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>三草小学校</u></td> <td><u>加東市上三草118番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>鴨川小学校</u></td> <td><u>加東市平木1308番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>滝野南小学校</u></td> <td><u>加東市高岡949番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>滝野東小学校</u></td> <td><u>加東市新町88番地</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">中学校</td> <td><u>社中学校</u></td> <td><u>加東市木梨1134番地6</u></td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	小学校	<u>社小学校</u>	<u>加東市社1550番地</u>	<u>福田小学校</u>	<u>加東市沢部613番地1</u>	<u>米田小学校</u>	<u>加東市上久米1693番地</u>	<u>三草小学校</u>	<u>加東市上三草118番地</u>	<u>鴨川小学校</u>	<u>加東市平木1308番地</u>	<u>滝野南小学校</u>	<u>加東市高岡949番地</u>	<u>滝野東小学校</u>	<u>加東市新町88番地</u>	中学校	<u>社中学校</u>	<u>加東市木梨1134番地6</u>
名称	位置																																							
<u>社小学校</u>	<u>加東市社1550番地</u>																																							
<u>福田小学校</u>	<u>加東市沢部613番地1</u>																																							
<u>米田小学校</u>	<u>加東市上久米1693番地</u>																																							
<u>三草小学校</u>	<u>加東市上三草118番地</u>																																							
<u>鴨川小学校</u>	<u>加東市平木1308番地</u>																																							
<u>滝野南小学校</u>	<u>加東市高岡949番地</u>																																							
<u>滝野東小学校</u>	<u>加東市新町88番地</u>																																							
<u>東条東小学校</u>	<u>加東市掬鹿谷56番地</u>																																							
	名称	位置																																						
小学校	<u>社小学校</u>	<u>加東市社1550番地</u>																																						
	<u>福田小学校</u>	<u>加東市沢部613番地1</u>																																						
	<u>米田小学校</u>	<u>加東市上久米1693番地</u>																																						
	<u>三草小学校</u>	<u>加東市上三草118番地</u>																																						
	<u>鴨川小学校</u>	<u>加東市平木1308番地</u>																																						
	<u>滝野南小学校</u>	<u>加東市高岡949番地</u>																																						
	<u>滝野東小学校</u>	<u>加東市新町88番地</u>																																						
中学校	<u>社中学校</u>	<u>加東市木梨1134番地6</u>																																						

東条西小学校	加東市吉井 2 9 8 番地
社中学校	加東市木梨 1 1 3 4 番地 6 2
滝野中学校	加東市下滝野 7 6 1 番地
東条中学校	加東市岩屋 6 1 0 番地 3 1

○加東市立小学校及び中学校設置に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

（名称及び位置）

第 2 条 前条の市立小学校、中学校及び義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

	位置	名称
(略)	(略)	(略)
義務教育学校	東条学園小中学校	加東市岩屋 6 1 0 番地 3 1

○加東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（附則第 3 項関係）

（職員）

第 2 条 この条例において「職員」とは、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の特別職の職員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 7 4 号）第 1 条

		2
	滝野中学校	加東市下滝野 7 6 1 番地
義務教育学校	東条学園小中学校	加東市岩屋 6 1 0 番地 3 1

（名称及び位置）

第 2 条 前条の市立小学校、中学校及び義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

	位置	名称
(略)	(略)	(略)
義務教育学校	東条学園小中学校	加東市天神 5 6 番地

（職員）

第 2 条 この条例において「職員」とは、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の特別職の職員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 7 4 号）第 1 条

に規定する職員を除く。) で次に掲げる者以外の者をいう。

(1)～(3) (略)

(4) 加東市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 (平成18年加東市条例第76号) の適用を受ける者

○加東市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正 (附則第4項関係)

加東市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和32年法律第143号。以下「法」という。) 第4条第1項の規定に基づき、市立小学校及び中学校 _____ の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 (以下「学校医等」という。) の公務上の災害 (負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。以下同じ。) に対する補償 (以下「補償」という。) の範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

○加東市学校給食センター条例の一部改正 (附則第5項関係)
(業務)

に規定する職員を除く。) で次に掲げる者以外の者をいう。

(1)～(3) (略)

(4) 加東市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 _____ (平成18年加東市条例第76号) の適用を受ける者

加東市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和32年法律第143号。以下「法」という。) 第4条第1項の規定に基づき、市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 (以下「学校医等」という。) の公務上の災害 (負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。以下同じ。) に対する補償 (以下「補償」という。) の範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第4条 給食センターは、加東市立小学校及び中学校
並びにそれらに準ずるもので、教育委員会が認めたものの
学校給食用物資の調達、管理、調理、配送その他必要な事業を
行う。

第4条 給食センターは、加東市立小学校、中学校及び義務教育
学校並びにそれらに準ずるもので、教育委員会が認めたものの
学校給食用物資の調達、管理、調理、配送その他必要な事業を
行う。